逗子市福祉プランとは

逗子市福祉プランは、平成4年に本市が福祉の総合計画として策定し、保健福祉行政の指針としての役割を担ってきました。

また、本市の福祉プランは社会福祉法第 107 条に規定された「地域福祉計画」の要件を備えているため、平成 17 年の福祉プラン改定時に逗子市の「地域福祉計画」として位置付けました。

逗子市福祉プラン

(逗子市地域福祉計画)

福祉分野の中の個別計画

高齢者保健 福祉計画

母子保健計画

障がい者 福祉計画 次世代育成 支援行動計画

プラン実施のために……… 逗子市福祉プラン推進協議会を設置

逗子市福祉プラン

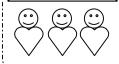
推進協議会







地域福祉 計画部会



高端 保健配 計画院



母子保健 計画部会



障がい者福 祉計画部会



次世代育成支援
行動指揮部会

